

第4章 施策の取組内容

赤：社会情勢の変化による見直し
青：時点修正による見直し

4-1 河川・下水道の整備

① 一級、二級河川の整備

主体 行政

○ 国が管理する一級河川矢作川の整備の推進

- ・関係市で構成させる「矢作川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川の整備を継続的に要望していきます。
- ・安城市としては、洪水の安全な流下に支障となる樹木の伐採、堤防の機能に支障が生じる漏水の履歴がある箇所（重要水防箇所）の対策などを要望していきます。

○ 県が管理する一級、二級河川の整備の推進

- ・関係市で構成させる「鹿乗川河川改修促進期成同盟会」の活動などを通じて、一級河川矢作川水系鹿乗川の河川改修を継続的に要望していきます。また、河川整備計画に基づく整備が完了していない二級河川高浜川水系長田川・半場川などの河川改修も継続的に要望していきます。
- ・県が管理する河川の改修に伴い、市が管理する橋りょうの改築を行う場合は、県と協定を締結し、市も費用を負担しながら河川の改修を推進していきます。

② 準用河川の整備

主体 行政

○ 準用河川志茂川・長配川の整備に向けた準備

- ・下流の一級、二級河川の整備状況を踏まえると、準用河川の次期整備候補は、鹿乗川の支川である「志茂川」、半場川の支川である「長配川」ですが、今すぐ着手できるものではありません。今後も県との調整会議を継続し、下流の一級、二級河川の整備状況の把握に努め、遅延なく速やかに準用河川の整備に着手できるよう、必要な時期に計画・設計業務を行います。

③ 下水道の効率的整備

主体 行政

○ 土地区画整理事業における雨水管渠の面的な整備

- ・「安城南明治土地区画整理事業」や「安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業」において、雨水管渠の面的な整備を継続するとともに、今後の新たな土地区画整理事業予定地（三河安城地区）でも同様の取組を推進していきます。

南明治、桜井の区画整理における整備は終了している

○ 浸水リスクの高い地区における重点的な下水道の整備

- ・浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」（重点地区）においては、その他の排水区（一般地区）より高い水準で雨水管渠やその排水機能を補う調整池の整備を行います。

重点地区の整備水準：1時間当たり最大雨量62mm（10年確率）

一般地区の整備水準：1時間当たり最大雨量56mm（5年確率）

三河安城駅南土地区画整理事業

気候変動を考慮した降雨強度を追記

- 一般地区の中でも比較的浸水リスクの高い「下管池排水区」、「上倉排水区」、「二本木第二排水区」、「大山田第二排水区」においても、下水道の整備を検討していきます。

シミュレーション結果に基づく浸水リスクの再評価により、記載内容の修正を行う。

④ 窪地等における浸水対策の実施

主体 **行政**

○ 宮前ポンプ場の施設管理の徹底

- 浸水常襲地区である「安城町宮前（勢井前第一排水区）」の浸水対策として、宮前ポンプ場の施設管理を徹底していきます。

○ その他の窪地等における浸水対策の検討

- 安城町宮前以外にも、地形などの影響で局所的に浸水しやすい場所があるため、引き続き、窪地等における浸水対策を検討していきます。

⑤ 隣接する市と共同した計画策定と事業の執行

主体 **行政**

○ 隣接する市との共同で行う雨水対策事業の模索

- 行政界付近では、隣接する市と共同で行う雨水対策事業を模索していきます。

4-2 河川・下水道の維持管理

⑥ 準用河川・排水路の維持管理

主体 **行政**

○ 準用河川や主な排水路の草刈り

- ・準用河川や主な排水路（市街地を流れる追田川など）の草刈りを継続的に実施していきます。

○ 準用河川や主な排水樋管の点検

- ・準用河川や一級、二級河川に設置されている主な排水樋管（河川からの逆流を防止する施設）の点検を継続的に実施していきます。

○ 準用河川などの速やかな維持修繕（河川浚渫事業の推進）

- ・点検により確認された河道や排水樋管の土砂堆積、堤防、護岸などの異常は、速やかに対処していきます。
- ・令和2年度から令和6年度までの期間に創設された「緊急浚渫推進事業債」という国の財源の活用も視野に入れながら、準用河川の河道に堆積した土砂の除去（浚渫）を計画的に実施し、既存の排水機能を最大限確保する取組を推進していきます。

＜近々で浚渫が必要な準用河川＞

堀内川、郷東川、上条川、新田川、ハツ田川、切間川、割目川

⑦ 市民との協働による維持管理の実施

主体 **行政** / **市民**

○ 市民による河川などの草刈りや清掃作業の実施

- ・今後も河川などの草刈りや清掃作業の一部を町内会に委託するとともに、日頃から市民に対して身近な排水路の簡易な草刈りや清掃作業に協力していただくよう誘導していきます。

○ 市民や町内会からの要望に基づく排水路の維持修繕

- ・市民主体の維持管理を進める中で異常が確認された排水路や、地域住民の高齢化などにより市民主体の維持管理が困難となった排水路については、市民や町内会からの要望に基づき、市が排水路の維持修繕工事を行います。

⑧ 河川・排水路台帳の更新

主体 **行政**

○ 各種台帳の更新

- ・「準用河川の点検調書」を更新していきます。
- ・排水路の維持修繕工事により、排水路の位置、流下方向、構造などが変更された場合は、その都度、「雨水排水路網図」を更新していきます。

・雨水幹線に関する情報のデータベース化を行いました。

工事完了したため、今後予定している河川に修正
郷東川、道田川、堀内川、勢井前川、山中川、丸
田川

⑨ 河川・排水路環境の維持・保全

主体 行政

○ 河川・排水路の水質改善

- ・下水道（污水）の普及を促進し、河川・排水路への雑排水の軽減を図ります。
- ・明治用水土地改良区と連携し、河川・排水路の水質改善とその効果検証を行う取組を継続していきます。

⑩ 下水道の維持管理

主体 行政

○ 調整池やポンプ施設の点検

- ・調整池やポンプ施設の点検を継続的に実施していきます。

⑪ 施設・設備台帳の更新

主体 行政

○ 各種台帳の更新

- ・調整池やポンプ施設が新設・改良された場合は、その都度、管理台帳を更新していきます。また、台帳のデータベース化を検討してまいります。

⑫ 維持管理計画の更新

主体 行政

○ 調整池等ポンプ施設長寿命化計画の更新

- ・調整池やポンプ施設の点検データや設備の更新データを蓄積し、調整池等ポンプ施設長寿命化計画を更新していきます。

2項目をまとめて、ストックマネジメント事業に関することを記載する。
スライド資料参考

4-3 雨水浸透施設の整備

⑬ 雨水浸透施設の普及

主体 行政 / 市民 / 事業者

○ 補助制度の改正

「補助制度の改正」だと交付要件や補助内容の変更聞こえる為タイトルを変更する。

- 雨水貯留浸透施設設置補助制度について、「提出書類の簡素化」や「Web申請の導入」による手続きの改善を図り、手続き方法の説明資料も分かりやすいものに更新していきます。

提出書類の簡素化、Web申請の導入を実施し
ため、表現を修正

○ 雨水浸透の意義や補助制度のPR

- 市民・事業者に対し、ホームページ、広報、町内会の回覧、市役所窓口や公共施設（アンフォーレ、公民館など）でのパンフレットなどの掲示、まちかど講座、関係する事業者向けの説明会、ハウジングセンターや防災イベントへの出展など、あらゆる手段や機会を利用して雨水浸透の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- 市職員に対しても、改めて雨水浸透の意義を周知し、公共施設における雨水浸透施設の普及に努めていきます。

⑭ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施

主体 行政 / 市民 / 事業者

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- 安城市は、農地の絶大な保水機能により水害から守られていると言っても過言ではなく、農地転用を伴う開発行為（雨水浸透阻害行為）においては、現況と同程度の保水機能を担保する雨水流出抑制施設を確実に設置していく必要があります。
- 現在、境川・猿渡川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、500m²以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水流出抑制施設の設置が義務づけられていますが、今後は同様の取組を市内全域に拡大するための「条例の制定」及び「安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準の改訂」を検討していきます。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- 安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱・技術基準により、雨水流出抑制施設の設置に向けた指導を行います。

4-5 雨水貯留施設の整備

⑱ 調整池の整備

主体 **行政**

○ 下水道計画に位置づけられている調整池の整備

- ・浸水リスクの高い重点地区で計画されている調整池について、費用対効果を考慮して整備箇所を検討し、効果的な整備を行っていきます。

⑲ 遊水地の整備

主体 **行政**

○ 鹿乗川遊水地（上池）の整備

- ・矢作川下流圏域河川整備計画に基づく鹿乗川の河川改修を促進しながら、鹿乗川遊水地（上池）の整備についても要望を検討していきます。

⑳ 雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進

- ・⑭と同様の取組を行います。

○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

- ・⑭と同様の取組を行います。

㉑ 水田貯留の推進

主体 **行政** / **市民** / **事業者**

○ 水路流量調整方式と排水マス流量調整方式の併用による水田貯留の推進

- ・現在、軌道に乗っている「排水マス調整方式」による水田貯留を推進しつつ、高低差の少ない水田が広範囲に広がり、かつ排水路の延長が長いような場合は「水路流量調整方式」を採用するなど、両方式を併用した水田貯留を推進していきます。

○ 土地改良事業と連携した水田貯留施設の整備

- ・土地改良事業における「ほ場整備（田んぼの整地など）」に合わせて、水田貯留施設を整備していきます。

○ 水田貯留の効果検証

- ・水田に水位計を設置し、アプリで水位が見られる最先端の水管理技術を活用し、水田貯留による効果を検証する取組を試行していきます。

○ 水田貯留事業のPR

- ・ホームページやパンフレットを最新の取組内容に更新するとともに、劣化して見づらくなったPR看板の更新も行っていきます。また、広報、町内会の回覧、まちかど講座、防災イベントなど、あらゆる手段や機会を利用して水田貯留事業のPRを行っていきます。

・ **学校給食通じた、水田貯留事業PRについて記載。**

② 各戸貯留の推進

主体 行政 / 市民

○ 補助制度の改正

- ・⑬と同様の取組を行います。

○ 雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPR

- ・⑬と同様の取組により、雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPRを行っていきます。
- ・緑づくりの補助制度とタイアップし、雨水貯留槽の設置と緑化の推進を合わせて行っていきます。

4-6 防災対策の推進

②③ 多様な情報伝達手段の活用

主体 行政 / 市民

防災ナビの提供開始に伴いなくなったため、表現を防災ナビに変更

○ 多様な情報伝達手段の周知と活用促進

- ・緊急速報メール（エリアメール）、登録制の安全安心情報メールやYahoo防災速報（防災アプリ）、ケーブルテレビ（キャッチ）、防災ラジオなど、行政があらゆる手段で避難情報を伝達することを市民に周知し、市民自身が得意なツールを活用して避難情報を確実に受信できるようにします。

②④ 提供する防災情報の充実と活用

主体 行政 / 市民

アンダーパスに限らず、冠水しやすい道路に設置を検討しているため表現を修正
アンダーパス→道路

○ 「安城市河川水位観測システム」の改良

- ・安城市河川水位観測システムにおいて、水害時に危険なアンダーパスの冠水情報を追加していきます。
- ・現状では、同時アクセス数（一度に最新の情報を閲覧できる端末数）が制限されていますが、今後は、利用者の増大を見据えて同時アクセス数の拡張も行っていく予定です。

○ 国が公開している「川の防災情報」の周知と活用促進

- ・国が公開している「川の防災情報」では、気象情報のほか、国が管理する矢作川については地点ごとの水位や監視カメラの映像、「水害リスクライン」という新たなシステムによる区間ごとの洪水危険度を確認することができます。また、県が管理する河川のうち、猿渡川（井畑橋）、西鹿乗川（西鹿乗橋）、半場川（城藤橋）に設置された危機管理型水位計の水位も確認することができ、令和2年度には水位上昇が顕著な長田川（大山田橋）にも危機管理型水位計が設置される予定であり、行政が提供する防災情報は多種多様なものとなっています。このような防災情報は、行政が発信しているだけでは意味がないため、市民への周知を徹底し、活用を促進していきます。

設置完了しているため、城藤橋の後に追加

○ 「安城市水害ハザードマップ」の周知と活用促進

- ・想定し得る最大規模の洪水や内水による浸水想定区域を表した「安城市水害ハザードマップ」を全戸配布するとともに、ホームページ、広報、町内会の回覧、SNSによる配信、市役所窓口、公共施設（アンフォーレ、公民館など）、利用者の多い民間施設での配布、防災ワークショップや防災教育など、あらゆる手段や機会を利用して周知し、活用を促進していきます。

②⑤ 防災ワークショップの開催

主体 行政 / 市民

令和7年5月に公表した、雨水出水浸水想定区域図を取り入れ、「安城市水害ハザードマップ」を更新した。

○ みずから守るプログラムを活用した「手作りハザードマップ」の作成

- ・「3-5 段階的な雨水対策の目標」に掲げたとおり、水平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する63地区（町内会）に対し、みずか

ら守るプログラムの活用を呼びかけ、ワークショップにより市民自身がまちの地形や浸水しやすい場所を知り、水害時の安全な避難について考える取組を推進していきます。

○ まちかど講座の開催

- ・まちかど講座（市職員による出前講座）により、水害ハザードマップの活用方法を詳しく説明していきます。また、その取組を市民に周知していきます。
- ・みずから守るプログラムは、1年に実施できる地区数に限度があるため、まちかど講座も活用して、水害について学び備える取組を推進していきます。

○ 新たなプログラムの企画

- ・「みずから守るプログラム」や「まちかど講座」は、申込の手続きが必要であり、開催に向けての準備にも相当の労力がかかり、市民にとってはハードルが高いものとなっているため、市民が“楽しく”“簡単に”学ぶことができる新たなプログラムを企画していきます。
- ・県が推進している「ブラアイチ」というプログラムは、まちの成り立ちを知ることによる「まちづくり」意識の啓発、過去の災害や地形を知ることによる「防災」意識の啓発、県内各地への興味を呼び起こすことによる「観光」促進を目的とし、誰でも気軽に参加できるものとなっています。安城市においても、ブラアイチや同様のプログラムを企画し、市民に新たな学習の場を提供していきます。

②⑥ 自主防災組織の強化

主体 **行政** / **市民**

○ 地区防災計画の策定支援

- ・自主防災組織に「地区防災計画策定マニュアル」を配布し、地区防災計画の策定を支援します。
- ・地区防災計画の中には、避難所や避難経路などの情報を盛り込んだ「マップ」の要素を含めるよう自主防災組織に働きかけ、必要に応じて「手作りハザードマップ」も活用していきます。

○ より実践的な訓練の実施

- ・みずから守るプログラムにおける大雨行動訓練では、水害のシナリオ（タイムライン）に応じて行政・メディアなどから提供される情報を体験しながら、避難判断をトレーニングする内容が組み込まれているため、このプログラムを積極的に活用し、より実践的な訓練を行っていきます。

②⑦ 防災教育の推進

主体 **行政** / **市民**

○ 小・中学校での水害に対する防災教育の推進

- ・未来を担う子供たちが水害について学び備える取組として、水害ハザードマップや国が公開している「**防災教育ポータル**」の教材の活用を検討し、小・中学校向けの防災教育（市職員による講座の開催など）を推進していきます。

防災学習ポータルサイトに修正